#### 一般廃棄物(家庭系)委託業務検討会設置要領

(検討会の設置)

第1条 千葉市環境局資源循環部収集業務課所管の一般廃棄物収集運搬委託業務 に関し、必要な事項を検討、協議するため、環境局収集業務課内に一般廃棄 物(家庭系)委託業務検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 検討会は、委託業務に関する以下の事項について検討、協議する。
  - (1) 委託原価の積算に関すること。
  - (2) その他委託業務の見直しに関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第4条 検討会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、資源循環部長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を主宰し、会務を総理する。
- 4 副会長は、資源循環部収集業務課長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

- 第5条 検討会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。
- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させること ができる。
- 3 会長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

- 第6条 検討会にワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループは、検討会から付議された事項に関して調査、研究を行う。
- 3 ワーキンググループは、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、資源循環部収集業務課に置く。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

## 附則

- この要領は平成17年6月27日から施行する。 附 則
- この要領は平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は平成23年4月1日から施行する。

## 別表1

## 検討会委員

| 職   | 名     |                |
|-----|-------|----------------|
| 資源循 | 環部長   |                |
| 環境保 | 全部環境網 | 総務課長           |
| 資源循 | 環部廃棄物 | 勿対策課長          |
| 資源循 | 環部産業原 | <b>廃棄物指導課長</b> |
| 資源循 | 環部収集業 | 業務課長           |
| 資源循 | 環部施設調 | 果長             |

# 別表 2

#### ワーキンググループ

|      | インフラブ            |       |  |
|------|------------------|-------|--|
| 職    | 名                |       |  |
| 廃棄物対 | 付策課計画            | i係長   |  |
| 廃棄物対 | 付策課管理            | !係長   |  |
| 収集業務 | <b></b><br>務課長補佐 | •     |  |
| 収集業務 | <b></b><br>辞事業系  | 廃棄物係長 |  |
| 収集業務 | 务課家庭系            | 廃棄物係長 |  |
| 収集業務 | <b>务課担当</b>      |       |  |